

レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）

平成24年4月

兵庫県県土整備部

レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）

1．適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの打設量が 100m^3 以上のコンクリート工を対象とする。

2．測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

3．品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前（荷卸し時）のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

4．単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度別紙様式に記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力し添付）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。

5．測定頻度

単位水量の測定頻度は、(1)および(2)による。

- (1) 2回/日（午前1回、午後1回）
- (2) 荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

6. 管理基準値・測定結果と対応

(1) 管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区 分	単位水量 (kg/m ³)
管 理 値	配合設計 ± 15kg/m ³
指 示 値	配合設計 ± 20kg/m ³

注) 示方配合の単位水量の上限値は、
粗骨材の最大寸法が20 ~ 25mmの場合は175kg/m³、
40mmの場合は165kg/m³を基本とする。

(2) 測定結果と対応

a 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設して良い。

b 管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、**管理値内に安定するまで**、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。

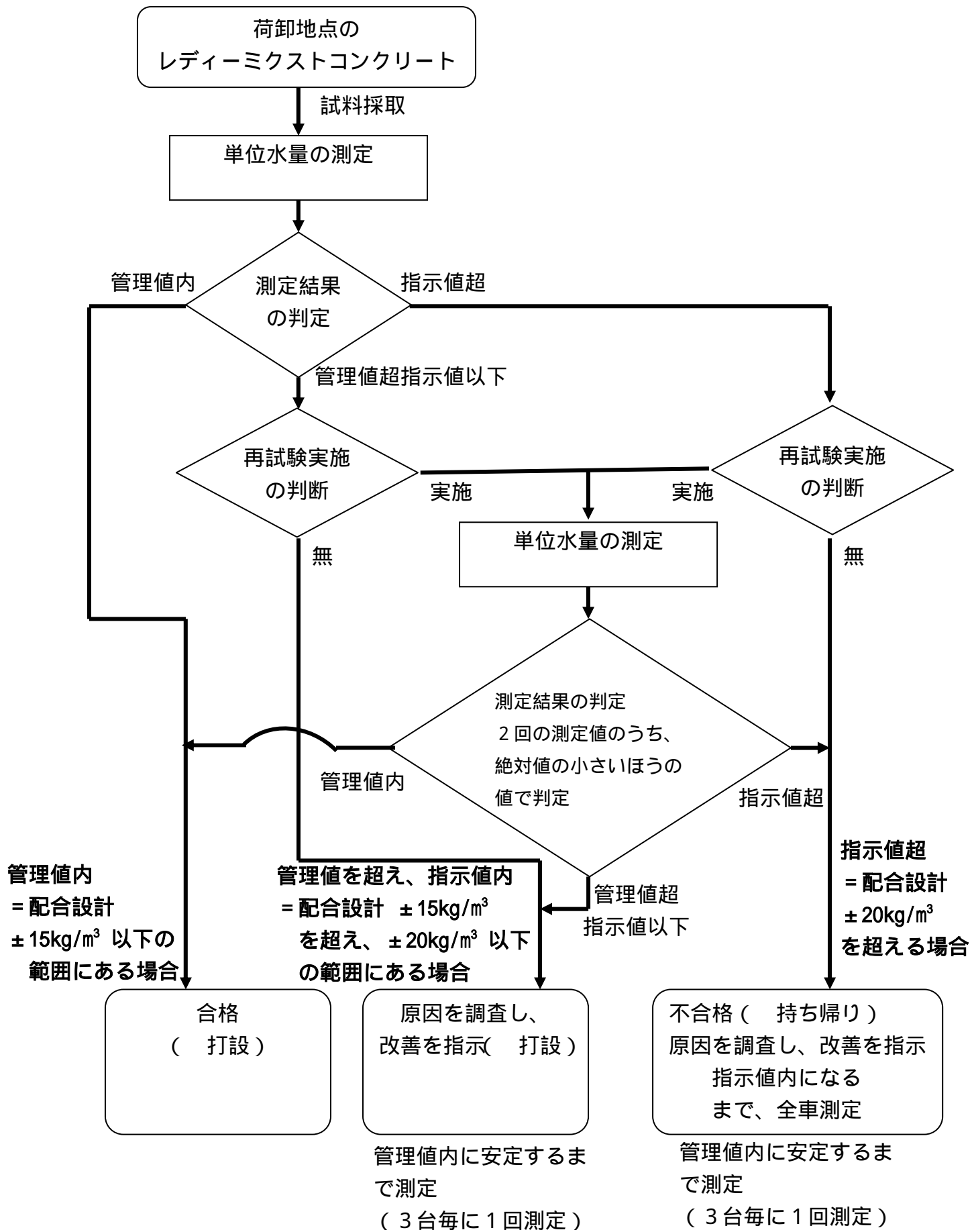
c 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が指示値内になるまで全運搬車の測定を行い、更に**管理値内に安定するまで**、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。

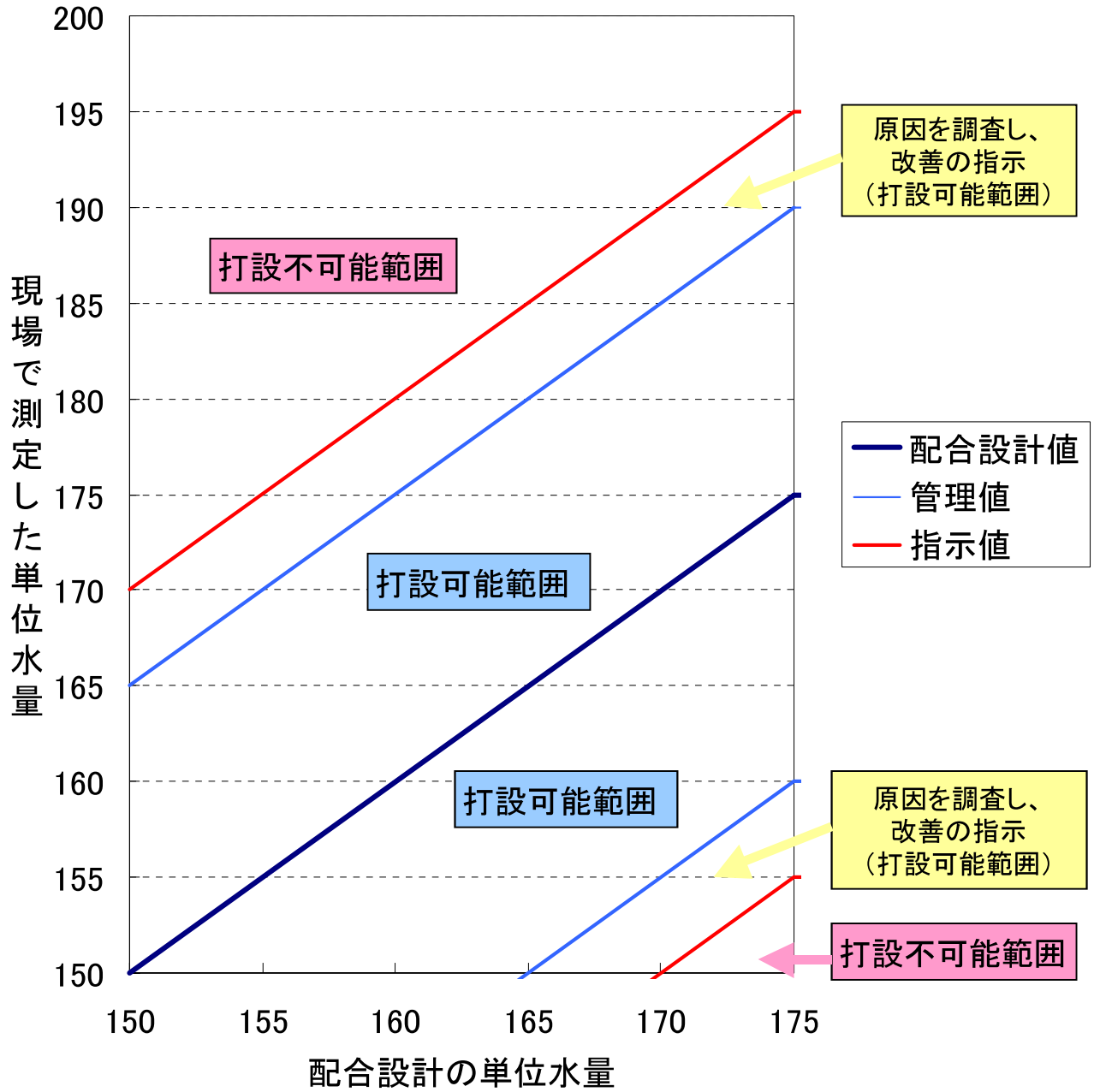
「**管理値内に安定するまで**」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。

なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価して良い。



レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図

レディーミクストコンクリートの 単位水量測定管理図 (kg/m³)



レディミクストコンクリート単位水量測定票

報告者

印

工事番号	
工事名	
工事箇所	
受注者	
製造者	

工種	
コンクリートの種類(記号)	
配合設計の単位水量	
単位水量の上限値	管理値: $\pm 15 \text{ kg/m}^3$ 指示値: $\pm 20 \text{ kg/m}^3$

測定結果(測定機器によるプリント出力があるものは、添付すること。)

番号	月日・時間 (午前・午後)	測定者	測定方法	1回目 (kg/m^3)	2回目 (kg/m^3)	判定	日打設量(m^3)
1		印				a・b・c	
2		印				a・b・c	
3		印				a・b・c	
4		印				a・b・c	
5		印				a・b・c	
6		印				a・b・c	
7		印				a・b・c	
8		印				a・b・c	
9		印				a・b・c	
10		印				a・b・c	
11		印				a・b・c	
12		印				a・b・c	
13		印				a・b・c	
14		印				a・b・c	
15		印				a・b・c	

判定の欄は、a:管理値内、b:管理値を超え、指示値以内、c:指示値を超える、の各記号のうち該当するものに 印を記入する

対応 (判定が、「b」または「c」の場合は、その後の対応について記載する。)

番号	